

2020年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

株 式 会 社 ナ ッ ク

代表取締役社長 吉 村 寛

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時
2. 場 所

2020年6月26日(金曜日) 午前10時

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル 南館5階エミネンスホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内を致しますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.nacoo.com/>)

3. 目的事項
報告事項

1. 第49期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染症拡大のため、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権行使またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会開催時点にて政府及び東京都より緊急事態宣言等の外出禁止措置等が発動されております場合には、株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変化が生ずる場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.nacoo.com/>)

【ご注意事項】

- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会時刻間際になりますと会場受付が大変混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。この場合代理権を証明する書類の提出が必要となります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき当社ウェブサイト (<https://www.nacoo.com/>) に掲載しておりますので、報告事項に関する提供書面には記載していません。
- ◎インターネット開示事項は監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」

インターネットによる議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、ポケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システムに関するお問い合わせ

株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027（受付時間午前9：00～午後9：00、通話料無料）

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第3四半期までは国内需要の下支えにより企業収益が高水準を維持し、雇用・所得環境の改善が続いたものの、足下では新型コロナウイルス感染症の影響を受けて景気が大幅に悪化したことにより厳しい状況となりました。

当社グループの事業領域である小売・サービスにおいても、個人消費は緩やかな持ち直しが続いたものの、消費税率引き上げ後は駆け込み需要の反動で落ち込みが見られたことに加え、期末においては上記感染症の影響によりひととき弱い動きとなりました。

このような中、当社グループでは各事業分野において、新商品の開発・販売、顧客サービスや品質の向上、販売促進活動強化や商圏拡大及び事業再編に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高88,222百万円（前期比1.0%減）、営業利益2,118百万円（同3.9%増）、経常利益2,098百万円（同0.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益514百万円（同35.6%減）となりました。

また、個別業績は、売上高31,583百万円（前期比1.5%増）、営業利益2,397百万円（同3.9%増）、経常利益3,166百万円（同3.3%減）、当期純利益1,692百万円（同44.8%増）となりました。

事業の種類別セグメント業績は次のとおりです。

なお、各セグメントの営業損益のほかに、各セグメントに帰属しない全社費用等1,067百万円があります。

イ. クリクラ事業

宅配水市場は、前年の記録的な猛暑に対して、梅雨の低温多雨な天候不順がマイナスに作用し、またワンウェイ業者を中心とした顧客獲得競争も激しさを増しました。

このような状況の下、クリクラ事業では、全国的な販売促進活動による新規顧客の獲得に努めるとともに、前期より販売を開始した自社製次亜塩素酸水溶液「ZiACO(ジアコ)」のブランド確立・生産キャパシティの増加に取り組みました。また、2020年1月配送分よりクリクラボトルの価格改定を行いました。

直営部門では、前期物流コストの高騰によりワンウェイ事業から撤退、顧客数が減少しましたが、一世帯あたりのボトル消費量増加と上記価格改定による顧客単価上昇に加え、解約率低下と加盟店からの顧客譲渡などが寄与し、売上高は前期と同水準を維持しました。また、加盟店部門においても直営店への顧客譲渡がありましたが、上記価格改定前の需要増加、新型サーバーの発表が奏功し、売上高は前期比で増加しました。加えて、直営部門・加盟店部門ともに足下の除菌意識の高まりを受けて「ZiACO(ジアコ)」の売上が大幅に伸長しました。

営業利益は、ボトル価格改定と販売費及び一般管理費の効率的な運用により、前期比で増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高13,375百万円（前期比1.5%増）、営業利益1,030百万円（同30.7%増）となりました。

出店につきましては、当連結会計年度に立川メンテセンターと高崎営業所を開設しました。

ロ. レンタル事業

レンタル事業では、人生100年時代に向けた各事業の需要増加を見据えて、販売網の拡大やサービス体制の強化に取り組みました。

主力のダスキン事業では、ダストコントロール商品部門で地道な営業活動により優良顧客基盤を深耕することに加え、2018年8月に株式会社ダスキンと締結した資本業務提携契約に基づき、家事代行サービスや害虫駆除、花と庭木の管理などのトータルケアサービス部門（包括的な役務サービス提供）の展開に注力し、前期比で売上高を伸ばしました。

「with(ウィズ)」を主力とする害虫駆除事業では、主な顧客である飲食店の期末の営業自粛により売上が落ち込んだものの、需要が高まる夏場にかけて全国的な販売促進活動を強化したことが奏功し、前期比と同水準(微増)の売上高を維持しました。

法人向け定期清掃サービスを提供する株式会社アーネストにおいては、新規顧客獲得に向けた営業活動を展開し、前期比で売上高が増加しました。

損益面では、全ての事業において売上高が堅調に推移した一方で、ダスキン事業における新規出店と販売促進体制の強化により販売費及び一般管理費が増加したため、営業利益は前期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高14,808百万円（前期比2.9%増）、営業利益1,844百万円（同7.7%減）となりました。

出店につきましては、当連結会計年度に、ダストコントロール商品部門で札幌豊平支店を開設しました。また、介護用品・福祉用具のレンタルと販売を行うダスキンヘルスレント事業に新たに加盟し、笛吹ステーションと甲府ステーションを開設しました。

ハ．建築コンサルティング事業

地場建築市場は、慢性的な職人不足や世帯数の減少により、引き続き厳しい市場環境となりました。

ノウハウ販売部門では、新商品の販売と販売促進活動の強化が奏功した一方、売上が集中する期末において新型コロナウイルス感染症の影響でセミナーや訪問の自粛により、売上高は前期と同水準にとどまり、営業利益は前期比で減少しました。

太陽光発電システムを主とする建築部資材販売部門では、「住宅用」太陽光・蓄電池市場へ販売ターゲットのシフトを行い、補助金制度を活用した新規需要の取り込みに注力した結果、前期比で売上高が減少したものの、増益となりました。

株式会社エコ&エコにおいても、上記感染症の影響を受けた一部製品の納期遅延などが発生し、売上高・営業利益ともに前期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高5,251百万円（前期比3.8%減）、営業利益730百万円（同3.1%減）となりました。

出店につきましては、当連結会計年度にノウハウ販売部門において広島支店を開設しました。

なお、建築コンサルティング事業における顧客層の拡大とノウハウ獲得を目的として、2020年2月に住宅フランチャイズを展開するエースホーム株式会社を当社グループに加えしました（会計上のみなし取得日は2020年3月31日）。

ニ．住宅事業

住宅業界では、国土交通省発表の2020年3月度住宅着工統計で、前年同月比で持ち家が8ヶ月連続の減少、貸家や分譲住宅を含む全体では9ヶ月

連続の減少となり、駆け込み需要が限定的であった中でも消費増税の反動減が見られ、弱い動きとなりました。

また、引渡しの集中する期末において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、住宅設備の納期遅延による工期の遅延も発生しました。

このような状況の下、株式会社レオハウスでは、前期に実行した不採算店の撤退や統廃合により店舗数が減少したことに伴い、受注数が前期比で減少し1,436棟（前期1,870棟）、受注残も685棟（同976棟）となりました。売上高は、期中の受注数が伸び悩み、引渡棟数が減少したことで前期と同水準にとどまり、結果5期連続の営業損失計上となりました。しかしながら、上記店舗削減により減価償却費など固定費が減少したことで、営業損失額は前期比で縮小しました。

株式会社ジェイウッドでは、期初受注残が前期初よりも減少したことに加え、競争激化などで期中の受注数も伸び悩み、売上高は前期比で減少、営業損失を計上しました。

株式会社ケイディアイでは、首都圏に特化した営業戦略を強化し、売上高が増加しましたが、将来を展望した人員増強等により販売費及び一般管理費が増加したことで、営業利益は前期を下回りました。

株式会社国木ハウスでは、売上高が前期比と同水準にとどまったものの、販売費及び一般管理費の効率的な運用に努め、営業利益が改善しました。

株式会社 *s u z u k u r i* では、異業種との提携を通じたターゲット層の拡大に取り組んだ結果、前期比で売上高を伸ばし、営業損失も縮小しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高46,101百万円（前期比0.5%減）、営業損失545百万円（前期営業損失694百万円、株式会社ケイディアイ、株式会社国木ハウスののれん償却費44百万円を含む）となりました。

なお、当社は住宅事業の抜本的改革及び事業再編の一環として、主力子会社である株式会社レオハウスの全株式を2020年5月14日に株式会社ヤマダ電機に譲渡いたしました。家電をコアに生活インフラとしての「暮らしまるごと」提案を行っているヤマダ電機に同社経営を委ねることで、従来の戸建住宅メーカーの枠に捉われない柔軟な発想で顧客獲得及び子会社の株式会社ヤマダホームズとのシナジー効果が見込まれることも考慮しました。

ホ. 美容・健康事業

株式会社 J I M O S では、2018年12月に買収したインフィニティービューティー株式会社を期初に合併したことで売上増となった一方、2019年7月に化粧品通販の自社ECサイトにおいて使用しているサーバーへの不正アクセスが発覚し、8月から12月までECサイトを停止、新規取扱や定期購入を一時的にストップしたため、売上高は上記合併効果を相殺し、前期比減少しました。営業損益は、売上高減少に伴う売上総利益減少を、広告宣伝費及び販売促進費を中心とした販売費及び一般管理費を削減し補いましたが、前期比で減少しました。

株式会社ベルエアーでは、主力商品である栄養補助食品の販売網拡大に努め超高齢社会を見据えた新サービスの開発に取り組みました。顧客数が趨勢として減少しており、売上高は前期比減少したものの、販売費及び一般管理費の縮小により、営業利益は増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高8,764百万円（前期比10.6%減）、営業利益125百万円（前期比50.9%減、株式会社 J I M O S と株式会社ベルエアーののれん償却費等566百万円を含む）となりました。

(注) 上記①に記載されている金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は804百万円であり、主なものは、クリクラ事業の工場設備の改修に係る88百万円でありませ

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末の借入金残高は9,905百万円であり、前期末残高比で340百万円増加しております。

④ 重要な企業再編等の状況

当社の子会社である株式会社 J I M O S は、2019年4月をもって、インフィニティービューティー株式会社を吸収合併しております。また当社は、2020年2月にて、エースホーム株式会社を連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第46期 2017年3月期	第47期 2018年3月期	第48期 2019年3月期	第49期(当期) 2020年3月期
売 上 高	85,901	89,818	89,111	88,222
経 常 利 益	793	1,574	2,081	2,098
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	415	△994	798	514
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	24円65銭	△59円15銭	40円32銭	22円94銭
総 資 産	43,379	42,115	49,626	46,433
純 資 産	15,506	14,114	20,161	19,808

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75943口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス	300百万円	100.0	注文住宅の建築請負等
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト	10百万円	100.0	ビルメンテナンス事業等
株式会社ナックライフパートナーズ	10百万円	100.0	金融・保険業
株 式 会 社 J I M O S	350百万円	100.0	化粧品・健康食品の通販等
株 式 会 社 ジ ャ イ ウ ッ ド	100百万円	100.0	注文住宅の建築請負
株 式 会 社 エ コ & エ コ	80百万円	100.0	建築部材の販売と施工
株 式 会 社 ケ イ デ ィ ア イ	100百万円	100.0	分譲・注文住宅
株 式 会 社 ベ ル エ ア ー	50百万円	100.0	栄養補助食品、化粧品の製造・販売
株 式 会 社 s u z u k u r i	98百万円	100.0	注文住宅の建築請負
株 式 会 社 国 木 ハ ウ ス	100百万円	100.0	注文住宅の建築請負
吉 慕 詩 股 份 有 限 公 司	3百万TWD	100.0	化粧品の通販等
エ ー ス ホ ー ム 株 式 会 社	100百万円	86.0	住宅フランチャイズ事業

(注) 当連結会計年度において、連結子会社としていたインフィニティービューティー株式会社を当社の子会社である株式会社J I M O Sが吸収合併、エースホーム株式会社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業の事業であるレンタル事業を中心に、クリクラ事業、住宅事業、建築コンサルティング事業、美容・健康事業の5つの事業体制のもと、創業時からの基本戦略である「コングロマリット（複合的異種混成型）企業」の基盤を築いてまいりました。

しかしながら、足下では新型コロナウイルス感染症の影響により景気が落ち込み先行き不透明な中、国内市場規模は少子高齢化を受けて今後縮小することが予想されており、当社グループが属する各市場においても競争激化することが予想されます。そのような環境の中、当社グループは、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、新しい価値の創造と価値あるサービス提供を通じ持続的な発展を目指します。

- ① クリクラ事業は、宅配水ビジネスへの異業種からの参入や物流コストの高止まりなどを背景に宅配水業界の再編が続く中、業界のリーディングカンパニーとして、その再編を主導することで業界全体の発展に貢献していきます。
- ② レンタル事業は、株式会社ダスキンとの資本業務提携契約に基づいて、人生100年時代に向けたトータルケアサービス部門及びヘルスレント部門の拡充等により、今後の事業成長に繋げてまいります。
- ③ 建築コンサルティング事業は、工務店支援事業にさらに注力し、顧客サポート体制の強化を図ります。また、オリジナル新商品の開発と販売手法の見直しを進め、顧客の状況に応じた商品提案と継続的支援が可能な環境を整えます。
- ④ 住宅事業は、住宅を手掛ける子会社のアフターコロナを見据えた営業活動の展開、販売費及び一般管理費の効率的運用と経営資源の適切な配分により、収益性の向上を目指します。
- ⑤ 美容・健康事業は、ECサイトの抜本的なリニューアル、海外通販など販売チャネルの拡大、製品ラインナップの拡充に加え、広告宣伝費の適正な投入により売上高の増加を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
クリクラ事業	宅配水「クリクラ」及び次亜塩素酸水溶液「ZiACO(ジアコ)」の製造・販売
レンタル事業	ダストコントロール商品のレンタル・販売、害虫駆除器のレンタル・販売及び定期清掃業務等
建築コンサルティング事業	地場工務店に対する建築関連ノウハウ商品及び建築部資材の販売と施工、コンサルティング業務並びに住宅フランチャイズ事業
住宅事業	戸建注文住宅の建築請負、分譲住宅の販売及びそれに付随する金融・保険業務
美容・健康事業	化粧品・健康食品及び美容材料等の通信販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

株 式 会 社 ナ ッ ク	本 社	東 京 都 新 宿 区	
	営 業 所	北 海 道	4ヶ所
		宮 城 県	3ヶ所
		茨 城 県	2ヶ所
		栃 木 県	2ヶ所
		群 馬 県	2ヶ所
		埼 玉 県	11ヶ所
		千 葉 県	9ヶ所
		東 京 都	22ヶ所
		神 奈 川 県	12ヶ所
		山 梨 県	2ヶ所
		静 岡 県	2ヶ所
		愛 知 県	5ヶ所
		京 都 府	2ヶ所
		大 阪 府	7ヶ所
		兵 庫 県	3ヶ所
		岡 山 県	2ヶ所
		広 島 県	2ヶ所
	香 川 県	1ヶ所	
	福 岡 県	9ヶ所	
熊 本 県	1ヶ所		
	合 計	103ヶ所	
工 場	北 海 道	1ヶ所	
	宮 城 県	1ヶ所	
	栃 木 県	1ヶ所	
	埼 玉 県	2ヶ所	
	千 葉 県	1ヶ所	
	東 京 都	2ヶ所	
	愛 知 県	1ヶ所	
	大 阪 府	1ヶ所	
	福 岡 県	1ヶ所	
	合 計	11ヶ所	

株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス	本 社	東 京 都 新 宿 区	
	営 業 所	岩 手 県	1ヶ所
		宮 城 県	3ヶ所
		福 島 県	3ヶ所
		茨 城 県	5ヶ所
		栃 木 県	4ヶ所
		群 馬 県	5ヶ所
		埼 玉 県	2ヶ所
		千 葉 県	4ヶ所
		東 京 都	1ヶ所
		神 奈 川 県	3ヶ所
		富 山 県	1ヶ所
		石 川 県	1ヶ所
		福 井 県	1ヶ所
		山 梨 県	1ヶ所
		長 野 県	2ヶ所
		岐 阜 県	3ヶ所
		静 岡 県	4ヶ所
		愛 知 県	5ヶ所
		三 重 県	1ヶ所
京 都 府	1ヶ所		
滋 賀 県	2ヶ所		
大 阪 府	4ヶ所		
兵 庫 県	2ヶ所		
岡 山 県	1ヶ所		
広 島 県	1ヶ所		
徳 島 県	1ヶ所		
香 川 県	2ヶ所		
愛 媛 県	3ヶ所		
高 知 県	1ヶ所		
福 岡 県	2ヶ所		
佐 賀 県	1ヶ所		
熊 本 県	1ヶ所		
大 宮 県	1ヶ所		
宮 崎 県	3ヶ所		
鹿 児 島 県	3ヶ所		
合 計	79ヶ所		
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト	本 社	東 京 都 渋 谷 区	
株 式 会 社 ナ ッ ク ラ イ フ パ ー ト ナ ー ズ	本 社	東 京 都 新 宿 区	

株式会社 J I M O S	本 社	福岡県福岡市	
	営業所	東 京 都	2ヶ所
		合 計	2ヶ所
株式会社ジェイウッド	本 社	宮城県仙台市	
	営業所	岩 手 県	3ヶ所
		秋 田 県	1ヶ所
		青 森 県	1ヶ所
		宮 城 県	3ヶ所
		福 島 県	1ヶ所
		栃 木 県	1ヶ所
合 計	10ヶ所		
株式会社エコ&エコ	本 社	東京都新宿区	
	営業所	宮 城 県	1ヶ所
		合 計	1ヶ所
株式会社ケイディアイ	本 社	東京都中央区	
	営業所	千 葉 県	1ヶ所
		東 京 都	1ヶ所
合 計	2ヶ所		
株式会社ベルエアー	本 社	東京都新宿区	
	営業所	神 奈 川 県	1ヶ所
		合 計	1ヶ所
株式会社国木ハウス	本 社	北海道札幌市	
	営業所	北 海 道	1ヶ所
		合 計	1ヶ所
株式会社suzukuri	本 社	東京都新宿区	
	営業所	宮 城 県	1ヶ所
		山 形 県	1ヶ所
		栃 木 県	1ヶ所
		長 野 県	1ヶ所
		静 岡 県	2ヶ所
		広 島 県	1ヶ所
		福 岡 県	1ヶ所
		佐 賀 県	1ヶ所
合 計	9ヶ所		
吉慕詩股份有限公司	本 社	台 北 市	
エースホーム株式会社	本 社	東京都新宿区	
	営業所	長 崎 県	1ヶ所
		合 計	1ヶ所

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数 (名)		前連結会計年度末比 増減 (名)	
ク リ ク ラ 事 業	326	(161)	12	(24)
レ ン タ ル 事 業	618	(457)	45	(13)
建 築 コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	130	(3)	△5	(2)
住 宅 事 業	923	(26)	28	(△42)
美 容 ・ 健 康 事 業	184	(35)	△22	(△18)
全 社 (共 通)	56	(4)	5	(1)
計	2,237	(686)	63	(△20)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、使用人数には、契約社員（5名）、準社員（1名）が含まれております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,680
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,630
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	680
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	590
株 式 会 社 横 浜 銀 行	235
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	90

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,306,750株（自己株式を含む）
- ③ 株主数 14,484名（前年度末比2,110名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社ダスキン	5,849,100	25.94
株式会社キャピタル	2,252,964	9.99
株式会社ヤマダ電機	2,238,000	9.92
レモンガス株式会社	1,953,500	8.66
ナック従業員持株会	988,118	4.38
西山 由之	726,184	3.22
株式会社ブリリアントフューチャー	524,000	2.32
株式会社エフティグループ	450,900	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	354,800	1.57
西山 文江	294,686	1.30

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,761,645株）を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託口」が保有する当社株式（140,000株）は含んでおりません。
2. 自己株式は上記大株主から除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	寺岡豊彦	株式会社ACC 代表取締役会長
代表取締役社長	吉村寛	住宅ビジネスカンパニー代表 株式会社レオハウス 取締役 株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社エコ&エコ 取締役 株式会社ケイディアアイ 取締役 株式会社国木ハウス 取締役 株式会社suzukuri 代表取締役社長 エースホーム株式会社 取締役
取締役	川上裕也	ビジネスサポート本部長 株式会社JIMOS 取締役 株式会社ケイディアアイ 取締役 株式会社ベルエアー 監査役 株式会社suzukuri 取締役 株式会社国木ハウス 監査役 株式会社グッドライフビジネスサポート 取締役 エースホーム株式会社 監査役
取締役	小磯雄一郎	クリクラビジネスカンパニー代表 株式会社ACC 取締役
取締役	脇本和好	レンタルビジネスカンパニー代表 株式会社グッドライフビジネスサポート 代表取締役社長 株式会社アーネスト 取締役
取締役	島田博夫	株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 一般社団法人日本建設機械施工協会 顧問 神戸商工会議所 1号議員 日本国際貿易促進協会 理事
取締役	鶴見明久	南海化学株式会社 社外取締役
取締役	熊本浩明	株式会社グローバル・ジャパン・コンサルティング 代表取締役 Global Japan AAP Consulting Private Limited (インド法人) 取締役
常勤監査役	遠藤彰子	株式会社レオハウス 監査役 株式会社アーネスト 監査役 株式会社ジェイウッド 監査役 株式会社エコ&エコ 監査役 株式会社ケイディアアイ 監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	狩野 勝	株式会社レオハウス 監査役
監査役	大和田 徹	税理士法人アイ・タックスファーム 代表社員

- (注) 1. 取締役島田博夫氏、取締役鶴見明久氏、取締役熊本浩明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役狩野勝氏、監査役大和田徹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大和田徹氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役島田博夫氏、取締役熊本浩明氏、監査役狩野勝氏、監査役大和田徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	138百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	17百万円 (6百万円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	156百万円 (18百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年6月24日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1990年6月25日開催の第19期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 社外取締役島田博夫氏は、株式会社シマブンコーポレーション取締役会長、一般社団法人日本建設機械施工協会顧問、神戸商工会議所1号議員及び日本国際貿易促進協会理事を兼務しております。なお、当社は株式会社シマブンコーポレーション、一般社団法人日本建設機械施工協会、神戸商工会議所及び日本国際貿易促進協会との間には特別な関係はありません。
 - 社外取締役鶴見明久氏は、南海化学株式会社の社外取締役をしております。なお、当社は南海化学株式会社との間には特別な関係はありません。
 - 社外取締役熊本浩明氏は、株式会社グローバル・ジャパン・コンサルティング代表取締役、Global Japan AAP Consulting Private Limited (インド法人) 取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社グローバル・ジャパン・コンサルティング、Global Japan APP Consulting Private Limited (インド法人) との間には特別な関係は

ありません。

- ・社外監査役大和田徹氏は、税理士法人アイ・タックスファームの代表を兼務しております。なお、当社は税理士法人アイ・タックスファームとの間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
 - ・社外監査役狩野勝氏は、当社の子会社である株式会社レオハウスの監査役であります。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

取 締 役	状 況
島 田 博 夫	当事業年度開催の取締役会16回中16回出席しております。 経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。
鶴 見 明 久	就任後の取締役会13回中9回出席しております。 金融・財務に関する幅広い見識から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。 (2019年6月27日新任)
熊 本 浩 明	就任後の取締役会13回中13回出席しております。 公認会計士及びコンサルタントとしての専門的見地から、経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。 (2019年6月27日新任)
監 査 役	状 況
狩 野 勝	当事業年度開催の取締役会16回中14回、及び監査役会10回中9回出席しております。 大所高所からの幅広い視野に立ち、取締役の経営判断や事業方針等に対し適切な意見を適宜行っております。
大和田 徹	当事業年度開催の取締役会16回中16回、及び監査役会10回中10回出席しております。 税理士としての専門的見地から、主に税務事項について適切な意見を適宜行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ロ. コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員が当社を含むグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - ハ. 顧問弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適宜受けられる体制をとる。
- ニ. 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(運用状況)

ナックグループは、企業理念の根本となるグループ共通の価値観「感謝心」、「規律性」、「具体的」、「精一杯」、「即実行」の5つを“NacWay”として定め、ナックグループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、適宜、適切な助言と指導を受ける体制が整っております。

さらに、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告し、改善策等の提言を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

(運用状況)

当社は、取締役会議事録及びグループ経営会議議事録を「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、リスク管理に関する規程を定める。
- ロ. 代表取締役、業務執行取締役及び代表取締役が指名した重要な子会社の代表取締役で構成されるグループ経営会議は、各業務担当役員から定期的に報告を受け、各業務におけるリスクの状況を把握する。
- ハ. 経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況の管理を通じてリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議又はグループ経営会議や取締役会において審議の上、決定する。
- ニ. 重要な投資に関わるリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を行う。

(運用状況)

当社は、リスクマネジメントの目的、管理体制を定めた「リスク管理規程」を定め、危機発生時の対応に関する手順を定めた「危機管理規程」を整備し、周知・運用しております。

また、経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況を把握した上でリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議又はグループ経営会議や取締役会において審議の上、決定しております。重要な投資に関するリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を検討しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役及び各業務を担当する取締役は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
 - ロ. 経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項を審議する。
 - ハ. 業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき職務執行の効率的な実施を図る。
 - ニ. 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図っている。

(運用状況)

当社は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効果的に職務の執行が行われる体制としております。当事業年度においては、取締役会を計16回開催したほか、所定の事項についてはグループ経営会議を計12回開催し、経営に関する重要事項を審議いたしました。また、業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき、月1回開催されるグループ経営会議を通じて、ナックグループ各社の業績管理を実施しております。

また、当社は電子決裁システムを導入しており、稟議決裁等に関し、申請から決裁までの一連の手続きをすべてシステム管理しており、意思決定の迅速化及び効率化を図っています。

- ⑤ 次に掲げる体制その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i) 月1回開催されるグループ経営会議において、営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告されている。
 - ii) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 月1回開催されるグループ経営会議において、リスク情報の共有を行っている。
 - ii) 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社のリスクマネジメントを求め

- るとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
- i) グループ全体の経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、グループ経営に関する重要事項を審議する。
 - ii) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理に関する規定を策定する。
- ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i) 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、子会社の取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ii) コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員がグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - iii) 当社は、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るために、グループ内部通報制度を設置する。
- ホ. その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制
- i) グループ各社の業務の適正確保は、当社の方針、規程を準用して行う。
 - ii) 当社の内部監査部門は、グループ各社の監査を行い、監査の結果に基づいて必要な指示又は勧告を行う。

(運用状況)

当社は、最適なグループ経営及び子会社管理に向けた体制・制度・規程の構築に向けて整備を進めております。また、子会社の月次の営業成績、財務状況、リスク情報その他の重要な事項は月1回開催されるグループ経営会議を通じて、当社グループで共有するとともに審議しております。

グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るためにグループの内部通報窓口として「ナックホットライン」を設置しています。

企業理念及び「グループ行動規範」を追記した“NacWay”の小冊子を子会社を含むグループ全従業員に配布することにより企業理念の浸透を進め、子会社における法令等の遵守体制を強化しております。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、子会社における法令等の遵守体制を強化いたしました。

さらに、当社の内部監査部門は、年度監査計画に基づき、グループ各社に対して内部監査を実施し、その結果に基づいて必要な指示又は勧告を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の専従スタッフは配置せず、補助機関として内部監査部門が適宜対応し、監査役より求めがあるときは監査役と協議の上、必要な期間専任の担当者を置く。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人については、現在は専従スタッフを配置していませんが、監査役より求めがあるときは、監査役と協議の上、必要な期間、専任の担当を置く体制を整備しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の担当者の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得て行う。

(運用状況)

現在、監査役の専従スタッフを配置していませんが、専従スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については常勤監査役の同意を要することとしております。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、専任期間中は取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととする。

(運用状況)

現在、監査役の専従スタッフを配置していませんが、専任期間中は、取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととしております。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - i) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
 - ii) 当社の監査役は、取締役会の他グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制
 - i) 子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に対して、当社及びグループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
 - ii) 当社の監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて子会社の取締役・監査役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - iii) 当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査状況を報告する。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて取締役会などの社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対して報告を求めています。また、内部監査部門は四半期に一度、子会社における監査状況を監査役会に報告しております。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役員及び使用人に周知徹底する。

(運用状況)

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当社が当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ロ. 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

監査役が職務を執行するために当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、速やかに処理しております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- イ. 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。
- ロ. 「監査役会規則」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。

(運用状況)

監査役は、内部監査部門及び監査法人と定期的な会合等を実施し意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また、必要に応じて取締役会などの社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- イ. ナックグループは「グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断し、不当な要求には一切応じない旨を定めている。
- ロ. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めている。
- ハ. 取引先との契約書類については、反社会的勢力排除に関する条項を定めている。

(運用状況)

当社は、反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整備し、反社会的勢力の動向の把握に努めております。取引先との契約書類には、反社会的勢力排除に関する条項を定めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,858	流 動 負 債	20,125
現金及び預金	9,215	買掛金	4,939
受取手形及び売掛金	4,535	短期借入金	4,000
商品及び製品	3,179	一年内返済予定の長期借入金	2,005
販売用不動産	5,401	未払金	2,347
未成工事支出金	1,893	リース債務	385
原材料及び貯蔵品	474	未払法人税等	735
その他	4,383	未成工事受入金	3,181
貸倒引当金	△225	賞与引当金	726
固 定 資 産	17,496	完成工事補償引当金	121
有形固定資産	10,615	債務保証損失引当金	22
建物及び構築物	6,599	ポイント引当金	167
機械装置及び運搬具	168	店舗閉鎖損失引当金	11
工具、器具及び備品	357	その他	1,481
土地	2,199	固 定 負 債	6,499
リース資産	1,192	長期借入金	3,900
建設仮勘定	98	リース債務	1,063
無形固定資産	2,253	再評価に係る繰延税金負債	13
のれん	1,129	退職給付に係る負債	217
顧客関連資産	603	役員株式給付引当金	10
商標権	153	資産除去債務	920
その他	366	繰延税金負債	56
投資その他の資産	4,626	その他	319
投資有価証券	1,012	負 債 合 計	26,625
長期貸付金	182	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	204	株主資本	20,601
繰延税金資産	698	資本金	6,729
差入保証金	2,288	資本剰余金	3,877
その他	669	利益剰余金	11,304
貸倒引当金	△428	自己株式	△1,309
繰延資産	78	その他の包括利益累計額	△844
株式交付費	78	その他有価証券評価差額金	15
資 産 合 計	46,433	土地再評価差額金	△860
		為替換算調整勘定	0
		非支配株主持分	50
		純 資 産 合 計	19,808
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,433

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		88,222
売上原価		56,032
売上総利益		32,189
販売費及び一般管理費		30,071
営業利益		2,118
営業外収益		205
受取利息及び配当金	10	
受取手数料	1	
業務受託手数料	34	
売電収入	20	
その他	137	
営業外費用		225
支払利息	81	
為替差損	6	
和解金	61	
株式交付費償却	55	
その他	20	
経常利益		2,098
特別利益		40
店舗閉鎖損失引当金戻入額	29	
固定資産売却益	11	
特別損失		729
固定資産処分損失	20	
減損損失	362	
投資有価証券評価損	35	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	11	
情報セキュリティ対策費	147	
貸倒引当金繰入額	138	
その他	12	
税金等調整前当期純利益		1,409
法人税、住民税及び事業税	1,158	
法人税等調整額	△263	895
当期純利益		514
親会社株主に帰属する当期純利益		514

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,983	流 動 負 債	11,234
現金及び預金	7,484	買掛金	868
売掛金	3,040	短期借入金	4,000
商品及び製品	1,686	一年内返済予定の長期借入金	2,005
原材料及び貯蔵品	109	リース債務	170
前渡金	45	未払金	1,349
立替金	143	未払費用	92
前払費用	301	未払法人税等	444
差入保証金	638	前受金	191
短期貸付金	18	賞与引当金	511
関係会社短期貸付金	5,380	債務保証損失引当金	22
その他	196	ポイント引当金	46
貸倒引当金	△61	事業整理損失引当金	1,290
固 定 資 産	20,374	その他	242
有 形 固 定 資 産	8,823	固 定 負 債	5,110
建物	4,868	長期借入金	3,900
構築物	705	長期預り保証金	193
機械装置及び運搬具	134	リース債務	567
工具、器具及び備品	256	再評価に係る繰延税金負債	13
土地	2,051	役員株式給付引当金	10
リース資産	710	資産除去債務	425
建設仮勘定	97	負 債 合 計	16,345
無 形 固 定 資 産	431	純 資 産 の 部	
のれん	218	株 主 資 本	23,957
ソフトウェア	113	資本金	6,729
その他	99	資本剰余金	3,877
投資その他の資産	11,118	資本準備金	3,378
投資有価証券	913	その他資本剰余金	498
関係会社株	7,311	利 益 剰 余 金	14,660
関係会社長期貸付金	5	利益準備金	350
長期前払費用	87	その他利益剰余金	14,309
破産更生債権等	203	別途積立金	3,500
繰延税金資産	1,009	繰越利益剰余金	10,809
差入保証金	1,588	自 己 株 式	△1,309
その他	180	評価・換算差額等	△865
貸倒引当金	△182	その他有価証券評価差額金	△5
繰 延 資 産	78	土地再評価差額金	△860
株式交付費	78	純 資 産 合 計	23,091
資 産 合 計	39,436	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,436

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,583
売 上 原 価		12,795
売 上 総 利 益		18,788
販売費及び一般管理費		16,391
営 業 利 益		2,397
営 業 外 収 益		1,220
受取利息及び配当金	735	
受取地代家賃	325	
そ の 他	159	
営 業 外 費 用		451
支 払 利 息	68	
支 払 地 代 家 賃	285	
株 式 交 付 費 償 却	55	
そ の 他	41	
経 常 利 益		3,166
特 別 利 益		691
貸倒引当金戻入益	520	
債務保証損失引当金戻入益	171	
特 別 損 失		1,845
関係会社株式評価損	491	
貸倒引当金繰入	60	
事業整理損失	1,290	
そ の 他	4	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,011
法人税、住民税及び事業税	828	
法 人 税 等 調 整 額	△509	319
当 期 純 利 益		1,692

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株 式 会 社 ナ ッ ク
取 締 役 会 御 中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 田 日 武 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナックの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月14日に株式会社レオハウスの全株式を株式会社ヤマダ電機に譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 ナック
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 福田 日武 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三木 崇央 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナックの2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月14日に株式会社レオハウスの全株式を株式会社ヤマダ電機に譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めて計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社ナック 監査役会

常勤監査役	遠藤	彰子	Ⓜ
社外監査役	狩野	勝	Ⓜ
社外監査役	大和田	徹	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。
期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、「連結純資産配当率4%（年間）」、ただし「配当性向100%以内」を基準といたしまして、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は293,086,365円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役川上裕也、小磯雄一郎、脇本和好の3名は任期満了となります。つきましては、再任取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	かわ かみ ひろ なり 川 上 裕 也 (1965年10月28日) (再任)	2012年6月 当社入社 2013年4月 上席執行役員 ビジネスサポートカンパニー 管理本部 本部長 2014年4月 常務執行役員(現任) 2014年6月 取締役(現任) 2016年4月 ビジネスサポート本部 本部長 (現任) [重要な兼職の状況] ビジネスサポート本部長 株式会社JIMOS 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社ベルエアー 監査役 株式会社suzukuri 取締役 株式会社国木ハウス 監査役 株式会社グッドライフビジネスサポート 取締役 エースホーム株式会社 監査役	12,962株
2	こ いそ ゆういちろう 小 磯 雄 一 郎 (1959年4月12日) (再任)	2013年1月 当社入社 2013年4月 常務執行役員(現任) デリバリービジネスカンパニー クリクラ事業本部 本部長 2014年4月 クリクラビジネスカンパニー代表 (現任) 2014年6月 取締役(現任) [重要な兼職の状況] クリクラビジネスカンパニー代表 株式会社ACC 取締役	6,024株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	わき もと かず よし 脇 本 和 好 (1961年7月12日) (再任)	1984年4月 当社入社 2010年4月 執行役員 クリクラ事業本部 運営部 運営室 室長 2011年1月 レンタル事業本部 副本部長 2012年4月 ウィズ事業部 事業部長 2016年4月 上席執行役員 レンタルビジネスカンパニー代表 2016年6月 取締役(現任) 2019年5月 常務執行役員(現任) [重要な兼職の状況] レンタルビジネスカンパニー代表 株式会社グッドライフビジネスサポート 代表取締役社長 株式会社アーネスト 取締役	9,864株

- (注) 1. 取締役候補者3名と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 所有株式数は、2020年3月31日現在のものであります。また、ナック役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

新たに、監査役1名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 ・重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
えん どう てつ じ 遠藤 哲嗣 (1953年5月14日) (新任・社外)	1976年4月 弁護士登録 第一東京弁護士会入会 1982年3月 遠藤法律事務所開設 1990年4月 第一東京弁護士会 副会長 2008年4月 日本弁護士連合会 常務理事 2017年4月 第一東京弁護士会 常議員会議長 [重要な兼職の状況] 日本総合住生活株式会社 社外監査役	- 株

- (注) 1. 監査役候補者1名と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 2. 当社は、遠藤哲嗣氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 3. 遠藤哲嗣氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
 (1) 遠藤哲嗣氏を社外監査役候補者とした理由は、長年に渡る弁護士としての豊かな業務経験と専門的知識を有しております。同氏の企業法務に関する豊富な知見を客観的な立場から当社の監査に反映いただくことで、当社の監査体制及びコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断しております。
 (2) 当社は、遠藤哲嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール

電 話 03-3344-0111



<アクセス>

- 新宿駅西口（JR・私鉄・地下鉄）よりお越しの株主様
新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐお進みください。
地下道を出てすぐ左側にホテルがございます。
- 都庁前駅（都営大江戸線）よりお越しの株主様
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側に
ホテルがございます。

（注）株主総会にご出席の株主様へのお土産等の配布はございません。